

これまで国会等において議論された米艦への補給について

1 米補給艦「ペコス」から米空母「キティ・ホーク」への再補給

- (1) 平成15年2月25日、海自補給艦「ときわ」が約80万ガロンの燃料を米補給艦「ペコス」に補給した後、当該米補給艦は、約67万5千ガロンの燃料を米空母「キティホーク」に補給した。
- (2) 「キティホーク」について、米補給艦から同艦への補給が行われた海域、補給量、補給後の同艦の行動内容等につき確認作業を行った結果、同年2月25日から28日までの3日間のうちに、同艦は、米補給艦から補給を受けた燃料を全て消費し、この間、OEFを支援する各種任務を遂行していたと考えられる。このことについては、米側も同様の確認を行ったことを発表している。
- (3) さらに、米海軍の広報資料(2007 PROGRAM GUIDE TO THE U.S. NAVY)によれば、「キティホーク」機動部隊は、2001年10月以降、OEFに従事している旨明記されている。

2 米駆逐艦「ポール・ハミルトン」

- (1) 平成15年2月25日、補給艦「ときわ」は、米駆逐艦「ポール・ハミルトン」に対し約20万ガロンの燃料補給を行った。
- (2) 「ポール・ハミルトン」への補給については、米軍との間で補給の調整を行った際、同艦がOEF-MIOに従事していることにつき確認している。
- (3) さらに、今般、米艦への補給を行った海域、補給量、補給後の米艦の行動内容等につき確認作業を行った。同艦は、海上自衛隊のイージス艦と同程度の大きさであり、また同じ型のエンジンを搭載しているとみられ(注)、海自イージス艦の燃料消費量から推察すると、イラクへの武力行使が開始された平成15年3月20日までには、海自から提供された燃料は全て消費されたと考えられる。したがって、海自から提供された燃料は、テロ対策特措法の趣旨に沿って使用されたものと考えられる。

(注) ジェーン年鑑によれば、海自イージス艦「こんごう」は、満載排水量9485トン(基準排水量は7250トン)、「ポール・ハミルトン」は、満載排水量8950トン。エンジンは、両方ともにGE LM2500ガス・タービンを使用。

3 米揚陸艦「イオウジマ」

- (1) 平成18年9月4日及び22日、海自補給艦「ましゅう」はペルシャ湾外において米揚陸艦「イオウジマ」への補給を行った。
- (2) これら2回の補給については、米軍との間で補給の調整を行った際、いずれも、「イオウジマ」がOEF又はOEF-MIOに従事中であることにつき確認を行っている。
- (3) さらに、今般、米艦への補給を行った海域、補給量、補給後の米艦の行動内容等につき、確認作業を行った結果、海自から提供された燃料はテロ対策特措法の趣旨に沿って使用されたものと考えられる。

4 米揚陸艦「ジュノー」

- (1) 平成17年1月17日及び2月23日、海自補給艦「ましゅう」は、米揚陸艦「ジュノー」への補給を行った。
- (2) これら2回の補給については、米軍との間で補給の調整を行った際、いずれも、「ジュノー」がOEF-MIOに従事中であることにつき確認を行っている。
- (3) また、同年4月に国会において取り上げられた際にも、米側に確認済みである。
- (4) さらに、今般、米艦への補給を行った海域、補給量、補給後の米艦の行動内容等につき確認作業を行った結果、海自から提供された燃料はテロ対策特措法の趣旨に沿って使用されたものと考えられる。

5 米巡洋艦「アンティータム」

- (1) 平成13年12月18日、海自補給艦「はまな」は、米巡洋艦「アンティータム」への補給を行った。
- (2) 「アンティータム」については、同艦ホームページの記述によれば、同月15日、インドのムンバイに入港し、「はまな」から補給を受けた同月18日出港後、シンガポールに向かったとされている。
- (3) 米海軍ホームページには、「アンティータム」が「はまな」から補給を受ける際の写真の説明書きに「両艦（『はまな』及び『アンティータム』）はともに『OEF』を支援する部隊の一部」とあり、いずれにせよ、「アンティータム」は、OEFに係る任務に従事しながらインド洋をシンガポールに向けて航行したものと考えられる。

(4) さらに、今般、米艦への補給を行った海域、補給量、補給後の米艦の行動内容等につき、確認作業を行った結果、例外的な場所で補給が行われたとしても、直ちに、テロ対策特措法の趣旨に外れて燃料が使用されたとは言えないものと考えられる。

6 米巡洋艦「アンツィオ」

- (1) 平成18年11月22日に、海自補給艦「ましゅう」は米巡洋艦「アンツィオ」への補給を行った。
- (2) 「アンツィオ」については、米軍との間で補給の調整を行った際、OEFに従事中であることにつき確認を行っている。
- (3) さらに、今般、米艦への補給を行った海域、補給量、補給後の米艦の行動内容等につき、確認作業を行った結果、海自から提供された燃料はテロ対策特措法の趣旨に沿って使用されたものと考えられる。